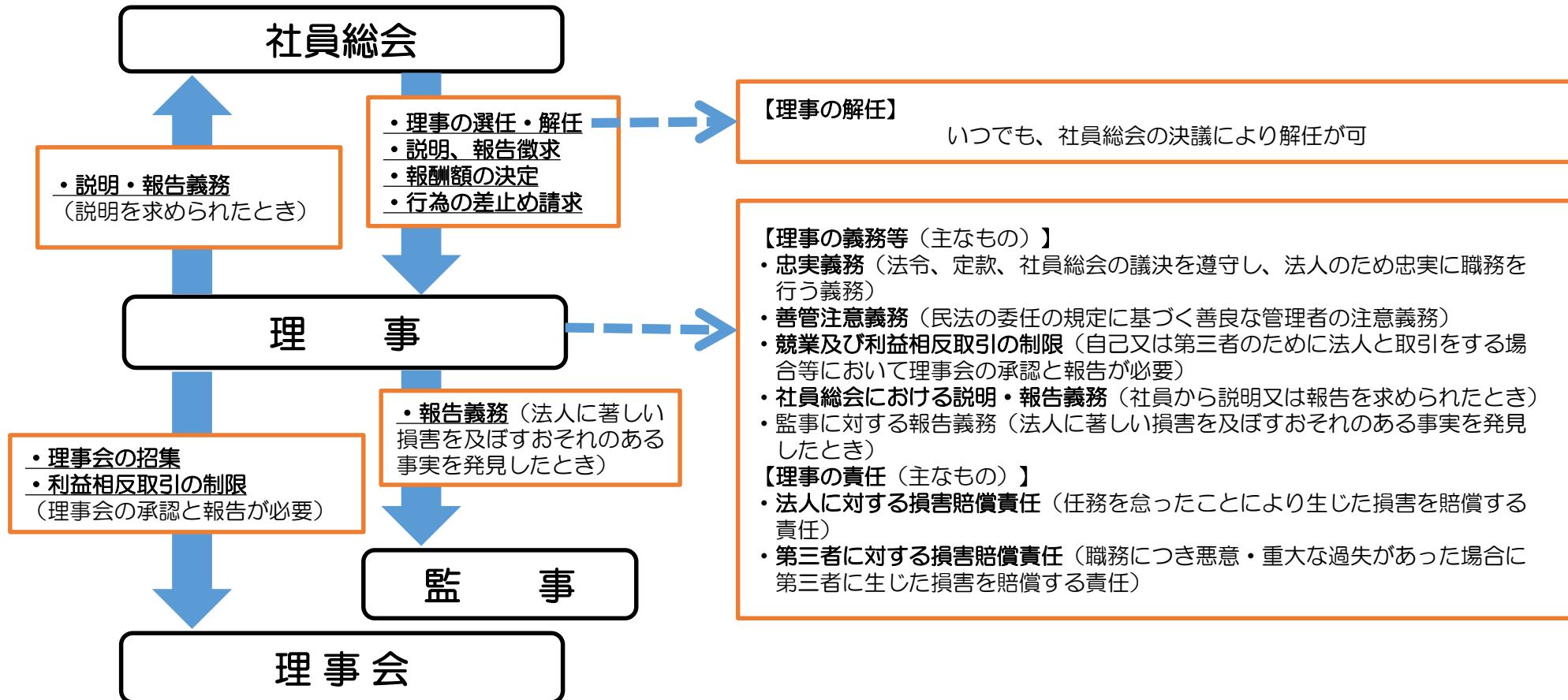


医療法人の理事(社団の場合)

- 医療法人の理事は、理事会の構成員として、医療法人の業務執行の意思決定に参画する。
- また、忠実に職務を行う義務、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときの監事への報告義務などが課せられ、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがある。
- ※理事会の決議に参加した理事が、議事内容に異議をとどめない場合は、その決議に賛成したものと推定される。



医療法人の監事(社団の場合)

○監事は、医療法人の業務、財務の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、社員総会及び理事会に提出する。このため、監事には各種の権限が付与され、また、義務が課されている。監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負うことになる。

